

「任意継続被保険者」や「傷病手当金」の制度が一部変わりました

健康保険法の一部が改正されたことに伴い、ご退職後に加入する「任意継続被保険者制度」や病気やケガによってお仕事をお休みされた場合に申請する「傷病手当金」の一部取扱いが令和4年1月1日から変更されました。

任意継続被保険者の申出による資格喪失が認められるようになりました

これまで任意継続被保険者の方は、任意にその資格を喪失することができませんでしたが、今般の改正により、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出ること、保険資格の喪失が可能になりました。

申出方法 「任意継続被保険者 資格喪失申出書」を提出

資格喪失時期 上記の書面を協会けんぽが受理した日の属する月の翌月1日



申出による資格喪失が可能になり、より保険料がお安い健康保険への切替えが可能に

傷病手当金の支給期間が通算化されるようになりました

これまで傷病手当金の支給期間は、そのお支払いを開始した日（支給開始日）から「起算して」1年6か月を超えない期間とされてきましたが、改正後は、その支給開始日から「通算して」1年6か月を超えない期間となり、支給開始日から1年6か月を超えていても、就労等により傷病手当金が支給されなかった期間を繰り越して申請できるようになりました。

対象者

- ・令和4年1月1日以降、新たに傷病手当金の支給を受ける方
または
- ・令和3年12月31日の時点で、支給開始日から1年6か月を経過していない方
(令和2年7月2日以降に支給が開始された方)



傷病手当金が支給されなかった期間を繰り越して申請可能に

(イメージ)

